

明石市立図書館への図書の寄贈について

図書館への図書寄贈のお気持ち、ありがとうございます。

寄贈図書のお取り扱いにつきましては、図書館に一任いただけることを前提にお受取りをさせていただきます。

詳細やご不明な点については、あかし市民図書館（078-918-5800）もしくは明石市立西部図書館（078-918-5675）まで、ご連絡ください。

1 図書館への寄贈図書の目安

（1）受取可能なもの（必ずしも蔵書となるとは限りません）

①図書館の利用に供することができる可能性があるもの	<ul style="list-style-type: none">●過去5年間に出版され、寄贈申出時点においても貸出希望が多いなど、利用される見込みが高いもの●既に蔵書としてある図書よりも保存状態が良好かつ差替を行う可能性が高いもの
②汚破損があっても、後世に残すべき資料とする可能性のあるもの	<ul style="list-style-type: none">●郷土資料（明石市に関する内容、著者が明石市出身、在住者の作品など）●貴重書（一般の流通ルートでは入手困難なものなど）
③図書館以外での活用が見込めるもの	<ul style="list-style-type: none">●既に蔵書としてあるもの●専門書

（2）原則として受取不可能なもの

①図書館での利用に適さないもの	<ul style="list-style-type: none">●汚破損、書き込み（蛍光ペンによるライン等）、蔵書印（個人名の入ったスタンプ等）、署名、図書の変色等、管理上支障があるもの●記述内容やデータが古く資料としての活用が見込めないもの（辞書・辞典・事典類・全集などのうちの最新でないもの）●学習参考書、問題集、テキスト●漫画、ゲームの攻略本●特定の政治や宗教、思想等の流布及び特定の企業等の営利を目的としたもの
②蔵書としての継続性がなないもの	<ul style="list-style-type: none">●雑誌
③著作権法上の制約があるもの	<ul style="list-style-type: none">●ビデオ、DVD、CD等の視聴覚資料 （※図書館に設置している映像資料は、著作権の許諾処理済です）

2 寄贈にあたっての留意点

（1）寄贈の申出があったときは、「明石市立図書館資料収集方針」及び「明石市立図書館資料選定基準」に基づいて、蔵書構成や、上記一覧表の目安を考慮の上、寄贈資料受入の可否を

判断します。

- (2) 受入可否の結果は、原則として公表・連絡しておりません。
- (3) 受入対象外と判断した資料についても、他の施設でのリユースやリサイクルブックフェアでの提供など可能な限り有効活用させていただきます。それ以外の資料については、廃棄処分となる可能性があります。
- (4) 一度、図書館で受け取った資料については、返却のお求めやお問い合わせには応じられません。
- (5) 図書館職員が資料の選定・引き取りにお伺いすることは、原則として、行っておりません。寄贈いただく資料は、直接図書館にご持参ください。
- (6) 来館が困難な場合は、事前に図書館へ連絡の上、宅配または郵送で図書館にお送りください。
- (7) 寄贈にかかる運搬費や送料は、寄附者の負担となります。

3 寄贈申出にあたって

図書を寄贈していただく際は、お手数をおかけしますが、「図書寄贈申出書」のご記入をお願いいたします。様式の配布については、図書館窓口でのお渡しのほか、ファイルをダウンロードしていただき、ご自身で印刷することも可能です。